

# 千葉大学薬友会会則

平成2年10月13日施行、平成28年7月9日改訂

## 第1章 総則

第1条 本会は千葉大学薬友会と称する。

第2条 本会は本部を千葉大学薬学部・薬学研究院（以下、『薬学部』という）におく。

第3条 本会は会員相互の親睦と会員の向上に資すると共に、薬学部の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 総会並びに親睦会の開催
2. 講演会、文化行事等の開催
3. 会報および会員名簿の発行
4. その他必要な事業

## 第2章 会員

第5条 本会は次の会員よりなる。

1. 正会員 千葉大学薬学部教職員、旧教職員、千葉医学専門学校薬学科卒業生、千葉医科大学付属薬学専門部卒業生、千葉大学薬学部卒業生、千葉大学薬学部専攻科修了生、千葉大学大学院薬学研究科修了生、千葉大学大学院医学薬学府（薬学領域）修了生、研究生等、および在校生
2. 名誉会員 本会に功績ある者の中から役員会が選出し、総会において承認された者
3. 賛助会員 前二項以外で、本会に格別な貢献をした者のうち、役員会において承認された者

## 第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 理事 若干名
- 監事 2名

第7条 会長は薬学部長がこれに当り、本会を代表して会務を総理する。

第8条 会長以外の役員は総会においてこれを選出する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は予め定められた順序によりこれを代行する。

第10条 会長は理事のうち若干名に常任理事を委嘱する。

第11条 常任理事は会長を補佐し、本会の会務を行う。

第12条 理事は常任理事と協力して会務を行う。

第13条 監事は本会の資産、会計および会務に関する監査を行う。

第14条 本会は顧問若干名をおくことができるものとし、会長が会員の中からこれを委嘱する。

第15条 顧問は役員会に出席し、会務について意見を述べるができる。

第16条 役員は任期は毎定期総会までとする。ただし再任を妨げない。なお、会長の任期は薬学部長の在任期間とする。

第17条 役員は欠員の生じた時は会長が後任者を委嘱できる。その任期は前任者の在任期間とする。

## 第4章 会議

第18条 本会は隔年1回定期総会を開くものとし、会長がこれを招集する。なお役員会が必要と認めた場合には臨時総会を開くことができる。

第19条 総会においては次の事項を行う。

1. 過年度の事業および会計の報告
2. 役員を選任
3. 事業・予算計画
4. その他

第20条 常任理事会および役員会は会長が招集する。

第21条 会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数の場合には議長の決するところによる。

## 第5章 会務

第22条 本会は第4条に規定した事業を遂行するため次の各委員会をおく。委員は常任理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。

1. 総務委員会
2. 財務委員会
3. 事業委員会
4. 名簿委員会
5. 広報委員会

第23条 前条の各委員会の責任者は常任理事がこれにあたり、副会長が統轄する。

第24条 総務委員会は本会の一般会務に関する事項を処理する。

第25条 財務委員会は会費の徴収等会計一般に関する事項を処理する。

第26条 事業委員会は講演会、文化行事等の事業の開催に関する事項を処理する。

第27条 名簿委員会は会員名簿等の編集発行に関する事項を処理する。

第28条 広報委員会には会報担当部門と情報担当部門をおく。情報担当部門はホームページ管理・運営等に関する事項を処理し、会報部門は会報等の編集発行に関する事項を処理する。

## 第6章 会計

第29条 本会の経費は入会費、会費、寄付金およびその他の収入である。

第30条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日迄とする。

## 第7章 支部

第31条 本会は支部を置くことができ、本部がこれを統轄する。

第32条 支部を結成した場合には支部規則、会員名簿を付けて本部に届け出るものとする。

第33条 支部は本部との連絡を緊密にし、その状況を報告する。

## 第8章 付則

第34条 本会則の改正は役員会の議を経たのち、総会の承認を得なければならない。

第35条 本会則は平成2年10月13日より施行する。

第36条 本会則の施行に伴い、昭和51年7月2日施行の千葉大学薬学部同窓会会則は廃止される。

# 千葉大学薬友会会則内規

平成2年10月13日制定

この内規は平成2年10月13日施行の千葉大学薬友会会則の解釈、運用についての指針を定めたものである。

1. 会則第5条の『教職員』は、薬学部の教育・研究に従事する職員をいう。
2. 会則第5条の『研究生等』は、在籍期間が半年以上の研究生、研究留学生、研修生等で、修了生および在学生在をいう。
3. 会則第8条において、副会長3名の選任にあたっては、2名は学外の卒業生・修了生より選び、1名は薬学部教職員より選ぶ。
4. 会則第8条において、理事の選任にあたっては、卒業（修了を含む）年毎に1～2名の理事（卒業年別理事）を選び、他に会長の推薦による25名以内の理事（推薦理事）を選ぶ。
5. 会則第29条の入会費は本会則施行日から20,000円とする。ただし、下記の者についてはこれを免除する。
  1. 名誉会員
  2. 本会則施行時に千葉大学薬学部同窓会の終身会員となっていた者。ここで終身会員とは、昭和62年10月24日発行の千葉大学薬学部同窓会名簿に○印の付されている者、およびこれ以降、本会則施行時まで会費10,000円を納入した者をいう。
6. 会則第29条の経費に関して、本会は千葉大学薬学部同窓会の剰余金を引き継ぐものとする。

以上